

# 特定中小会社が設立の際に発行した株式取得費の控除特例の創設

## 背景・目的

日本のスタートアップ・エコシステムは、人材・事業・資金の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合うことで、好循環が生まれていない状況にある。このスタートアップ・エコシステムの抜本的強化として、国内のスタートアップ企業の成長を促していくために、「創業」「事業展開」「出口」の各段階を通じたインセンティブを充実させる必要がある。事業化前段階（プレシード・シード期）は、事業成功の見通しが不透明でリスクが高い投資領域であるため、機関投資家が投資しにくく、個人によるエンジェル投資が重要であるため、優遇措置の充実・拡充を行うことでスタートアップへの出資をこれまで以上に支援していく。

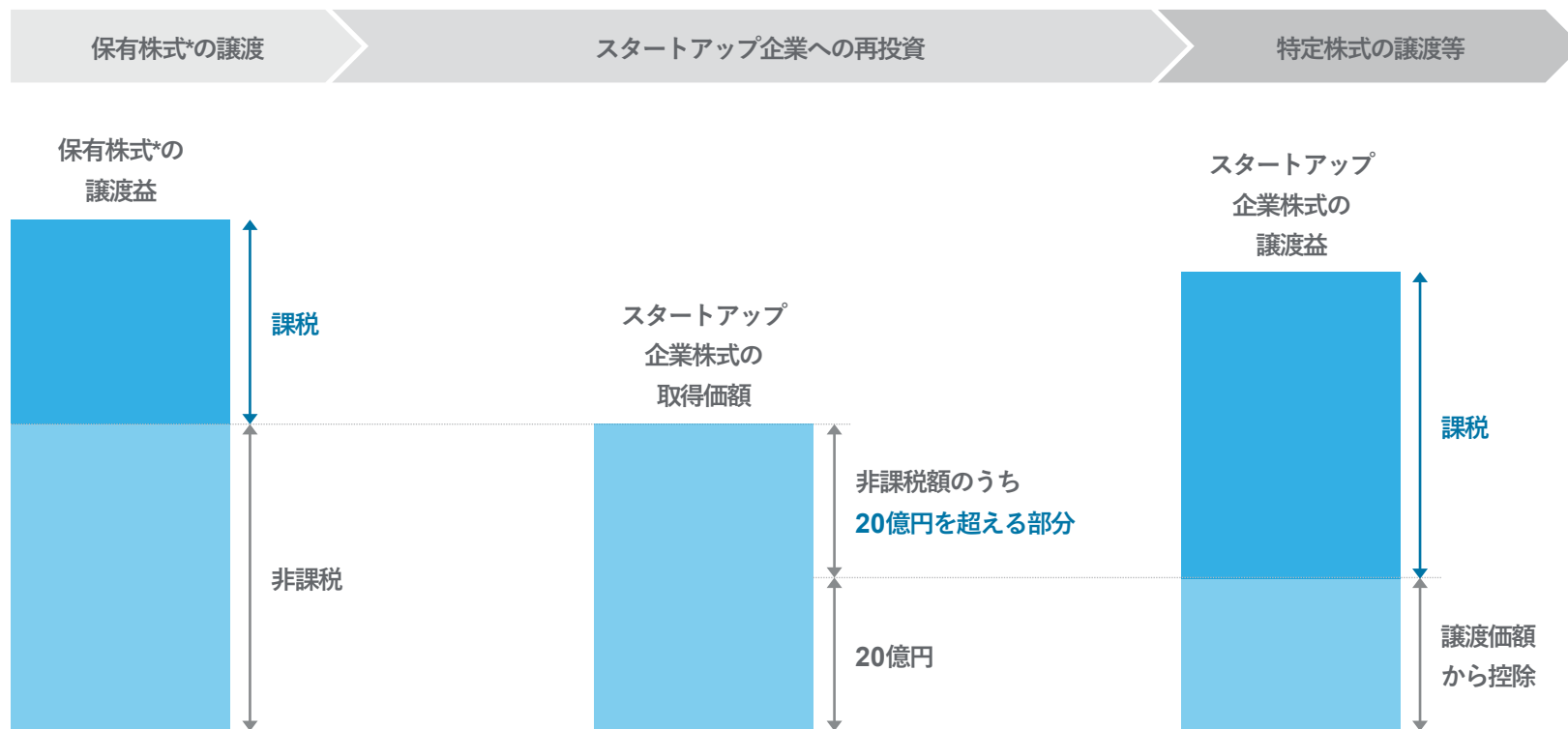
## 税制措置の内容

個人投資家が保有する株式等を売却して売却益を元手にスタートアップ再投資を行う場合に優遇措置が講じられる。「エンジェル税制」（別スライド）とは選択適用となり、適用時期は大綱段階では不明。

## 税制措置の内容（詳細）

項目	内容
<b>投資時の優遇措置</b>	<p>対象となるスタートアップ設立の際に発行される特定株式を払込みにより取得した一定の居住者等（①）については、「取得した年分の一般株式又は上場株式に係る譲渡所得等の金額」から「その取得に要した金額の合計額（特定株式取得費）（②）」を控除することが可能となる。</p> <p>① 当該株式会社の発起人に該当すること及び当該株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人等に該当しないこと等の要件を満たすものに限る</p> <p>② 当該一般株式及び上場株式に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする</p>
<b>譲渡時の優遇措置</b> <small>※次ページにイメージ図あり</small>	<p>特定株式の取得価額は、上記の非課税制度の適用により控除した金額のうち、20億円を超える部分の金額を控除した金額とする。上記株式は、スタートアップ企業が発行した株式に係る譲渡損失（譲渡損により他の株式譲渡益と相殺できない場合）の3年間の繰越控除等の適用対象となる。</p>
<b>対象となる スタートアップ企業の要件</b>	<p>① 設立後の期間が1年未満の中小企業者</p> <p>② 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が30%を超えること、その他の要件を満たすこと</p> <p>③ 特定の株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の99%を超える会社でないこと</p> <p>④ 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社でないこと（上場会社でないこと）</p> <p>⑤ 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属していない、又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと</p> <p>⑥ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと</p>

# 譲渡時の優遇措置



\*一般株式等の譲渡及び上場株式等の譲渡